

# 公益社団法人東京都眼科医会

## 失明予防・視覚障害者団体助成要綱

### (趣旨)

第1条 公益社団法人東京都眼科医会は、経済基盤が弱い懸念のある失明予防団体や視覚障害者団体の活動に対し、予算の範囲内において活動助成金を交付するものとする。その交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

### (助成の対象者)

第2条 この助成の対象者は都内で活動する法人団体で、次の各号に適合するものとする。

- (1) 一定の活動実績があること。
- (2) 一定の規約を有し、代表者が明らかであること。
- (3) 会計処理が明確であること。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は失明予防団体には1団体当たり最高10万円、視覚障害者団体には1団体あたり最高5万円とする。但し、助成対象が多く、本会の予算額を超過するときには減額される。

### (助成申請書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、実施年度の前年11月末迄に所定の様式の助成申請書を本会会長宛に提出するものとする。

### (助成の決定および通知)

第5条 理事会は、当該申請に関する助成金の交付の諾否を決定し、交付すべきと認めるときはその額を決定し、申請者に通知するものとする。

なお、通知は助成金交付確定通知書により行うものとする。

- (2) 助成金の交付が採択されなかった申請については助成金不採択通知書により申請者に通知するものとする。

### (実施報告書)

第6条 助成交付確定通知書を受けた申請者は、助成の対象となった事業年度の決算後2ヶ月以内に決算報告書を会長に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定の取り消し)

第7条 理事会は、助成金の交付決定の取り消し、または既に交付した助成金の全額もしくは一部返還を命じることが出来る。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 助成金の交付決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき
- (4) 当該団体に不祥事があったとき

(要綱の改廃)

第8条 この要綱の改廃は理事会の決議による。

(附 則) この要綱は公益社団法人東京都眼科医会の設立の登記のあった日から施行する。